

墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（普通退職の場合の退職手当の額）</p> <p>第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>区 長 勤続期間 1 年につき <u>1 0 0 分の 3 4 0</u></p> <p>副区長 同 <u>1 0 0 分の 2 7 0</u></p> <p>教育長 同 <u>1 0 0 分の 2 1 0</u></p> <p>（負傷、疾病、死亡等による退職の場合の退職手当の額）</p> <p>第 4 条 特別区雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和 3 0 年特別区人事事務組合条例第 4 号）別表第 1 号表に定める程度の負傷、疾病によりその職に堪えず退職した者、死亡により退職した者及び非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 3 条 〔同左〕</p> <p>区 長 勤続期間 1 年につき <u>1 0 0 分の 3 8 0</u></p> <p>副区長 同 <u>1 0 0 分の 3 0 0</u></p> <p>教育長 同 <u>1 0 0 分の 2 3 0</u></p> <p>（傷い、疾病、死亡等による退職の場合の退職手当の額）</p> <p>第 4 条 特別区雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和 3 0 年特別区人事事務組合条例第 4 号）別表第 1 号表に定める程度の傷い、疾病によりその職に堪えず退職した者、死亡により退職した者及び非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。